



2020年10月15日

各 位

会社名 株式会社 松屋
代表者 代表取締役社長執行役員 秋田 正紀
(コード番号 8237 東証第一部)
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課
課長 関 泰程
(TEL. 代表 03-3567-1211)

役員等報酬の減額に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、医療機関に従事される方々をはじめ、感染防止に日々ご尽力、ご協力されている皆様に深く感謝申し上げます。

当社は、本日開示いたしました通り、当第2四半期業績並びに通期業績予想は、残念ながら非常に厳しい見込みとなりました。

こうした当社がおかれている現状を真摯に受け止め、その経営責任および業務執行責任を明確にするために、2020年10月15日開催の取締役会において、既に実施しております取締役・執行役員報酬の減額について、対象および減額率を一部拡大し、継続することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、常勤監査役より、既に実施しております監査役報酬の減額について、継続する旨の申し入れがありましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 報酬減額の内容

代表取締役	:	月額固定報酬額の30%
取締役、執行役員	:	月額固定報酬額の20%
常勤監査役	:	月額固定報酬額の20%

2. 対象期間

2020年11月から2021年2月まで(4ヶ月間)

なお、2020年6月から2020年10月まで、取締役(社外除く)、執行役員、常勤監査役は、月額固定報酬額の20%減額を実施しております。

以 上